

種別	規則・手順	管轄	安全委員会	担当	管理・業務部 職員・企画担当
----	-------	----	-------	----	----------------

緊急時対応対策部会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第11条の規定に基づき、緊急時対応対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 部会は次の事項を協議し、決定する。

- 一 コードブルーの対応と周知に関すること
- 二 AEDの整備に関すること
- 三 救急カートの整備に関すること
- 四 緊急及び救急医療の必要な情報のセンター内への啓発に関すること
- 五 BLS、ACLSを含めた救急知識・技術のセンター内への計画的普及に関すること
- 六 その他、緊急及び救急医療の整備に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる職又は職種の職員をもって構成する。

- 一 常設委員
 - イ 医療安全管理推進室長
 - ロ 医師（1名）
 - ハ 看護師（支援部1名、看護部2名）
 - ニ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、いずれか1名
 - ホ 事務局担当者（1名）
 - ヘ その他部会長が指定するもの
- 二 議事に薬剤に関する事項の管理・運用が含まれる場合又は次項の委員の招集条件に当てはまる場合は、特務委員として薬剤師の職員1名を招集するものとする。
- 三 コードブルーマニュアル作成時又はAED、救急カート、防災バックなどの設置場所・実地管理のマニュアル作成時など必要に応じて、臨時委員として必要な部門の安全推進員を招集するものとする。

(部会の運営)

第4条 部会長は、医療安全管理推進室長の職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故あるときは、医師の職種にある職員がその任務を代行する。

(部会会議)

第5条 部会長は、会議を招集し、議長となる。

- 2 会議は半年に1回程度開催するものとする。ただし、部会長が必要があると認めるときは、適宜、会議を招集することができる。
- 3 常設委員が出席できない場合は、同じ職種にある職員が代理で出席することができる。

(報告・意見等)

第6条 部会長は、会議の結果を安全委員会委員長に報告するものとする。

- 2 職員で意見等がある場合は、安全推進員を通じて行うものとする。部会は、意見等に対する検討結果についてフィードバックするものとする。

(緊急事態発生報告書)

第7条 緊急事態（コードブルー（イエロー）等）が発生した際は、緊急事態発生報告書（別表）を緊急事態発令者又は部署が記載し、部会において保管するものとする。

(事務局)

第8条 部会の事務局業務は、管理・業務部職員・企画担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年11月 1日から施行する。